

議案第53号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定
に基づき守口市長の職務権限の特例を定める条例案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき守口市長の職務権限の特例を定める条例を、次のように制定する。

平成27年12月7日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき守口市長の職務権限の特例を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務を、市長が管理し、及び執行することとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(守口市市民球場条例の一部改正)
- 2 守口市市民球場条例（昭和43年守口市条例第26号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「守口市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。
第11条中「委員会」を「市長」に改める。
(守口市市民体育館条例の一部改正)
- 3 守口市市民体育館条例（昭和59年守口市条例第11号）の一部を次のように改正する。
第3条中「守口市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。
第4条から第6条まで、第7条第2項、第9条、第12条及び第13条第1項中「委員会」を「市長」に改める。
第14条第4項中「、第3条中「守口市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と」を「、第3条に、「第12条中「委員会」を「第12条中「市長」に改め、「と、第5条第4号中「委員会」とあるのは「守口市教育委員会（以下「委員会」という。）」」を削る。

第16条中「委員会」を「市長」に改める。

(守口文化センター条例の一部改正)

- 4 守口文化センター条例（昭和60年守口市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「守口市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条から第6条まで、第7条第2項、第9条、第12条及び第13条第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第14条第4項中「、第3条中「守口市教育委員会（以下「委員会」という。））」とあるのは「指定管理者」とを「、第3条」に、「第12条中「委員会」を「第12条中「市長」に改め、「と、第5条第4号中「委員会」とあるのは「守口市教育委員会（以下「委員会」という。））」を削る。

第16条中「委員会」を「市長」に改める。

(守口市附属機関条例の一部改正)

- 5 守口市附属機関条例（平成25年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表守口市公正職務等審査委員会の項の次に次のように加える。

守口市民体育館指定管理者選定委員会	守口市民体育館の指定管理者の指定についての審査に関する事務	7人以内	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
守口文化センター指定管理者選定委員会	守口文化センターの指定管理者の指定についての審査に関する事務	7人以内	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間

第2条第2号の表守口市社会教育施設指定管理者選定委員会の項中「守口文化センター、」及び「及び守口市民体育館」を削る。

(守口市市民球場、守口市民体育館及び守口文化センターの使用許可等に係る経過措置)

- 6 改正前の守口市市民球場条例、守口市民体育館条例及び守口文化センター条例の規定に基づき守口市教育委員会が行った守口市市

民球場、守口市民体育館及び守口文化センターの使用許可その他の行為は、改正後の守口市市民球場条例、守口市民体育館条例及び守口文化センター条例の規定に基づき市長が行ったものとみなす。